

●日本養護教諭教育学会 2015 年度総会資料 (2015 年 10 月 11 日 理事会)

第 13 条に【養護実践基準】を入れた理由について

- ① 養護実践基準は、養護教諭が実践のレベルを保持するための基準を有しているという根拠を社会や行政等に示すものになる。
- ② 基準を一定のレベルと捉え、実践を標準化した水準が必要であることを本学会の倫理綱領に示すことは専門職として不可欠であると考える。
- ③ 養護教諭養成機関は、開放制の原則により実に様々である。したがって、為すべき実践の基準があることで、教育系、家政系、看護系、医学系等のいかなる養成であろうと子ども達に向かい合ったとき、養護教諭としての専門性と独自性を保持できる。
- ④ 現在、我が国の養護教諭の資質能力を担保する基準は教育職員免許法施行規則第 9 条、第 10 条で規定されている。しかし、これらは履修しなければならない「最低の科目」と「最低の単位」を示したものである。養護教諭は子ども達に向かい合い、教育活動を通して子どもの心身の健康の保持増進を支援することから、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的実践の基準を設定する必要がある。
- ⑤ 他職種では、業務実践基準や看護業務基準等がある。養護教諭は「教育職員」としての専門性を発揮し、保健室の機能や保健指導等を通して子ども達の自己実現に向け「教育活動」をしている。このような「職」は世界に類を見ない優れた存在である。このことから養護教諭の実践のレベル(水準を保証する基準)が必要であり、これが「養護実践基準」である。
- ⑥ 同じ教育職員である「教諭」に倫理綱領やその基準があるのかと言え、現時点でそのような倫理綱領や基準があるとは確認できない。養護教諭も同様に教育職員であるが、子どもの生命を守る専門性をもった専門職であることを標榜するからには独自の実践を確保する基準が必要である。
- ⑦ 「養護実践基準」という用語はなじみが薄く、関係者に深く理解されているとは言えない。基準化するとなれば、それに縛られるのではないか、実践の範囲が狭くなるのではないか等の懸念が生じるかもしれない。しかしながら、養護教諭の未来につながる確かな資質・能力を保証し、倫理綱領の活用を啓発する必要があると考える。